

【労務三昧 バージョンアップ内容】

Ver. 4.0.2511.211

<バージョンアップ概要>

今回のバージョンアップは、主に令和7年分の年末調整の計算対応を行いました。
また、令和7年11月20日に施行された通勤手当の非課税限度額の改正に対応しました。

<ご注意ください>

今回のバージョンアップを実施する前に、既に支払日が令和7年11月20日以降の給与データを作成している場合、改正前の非課税限度額が適用されています。
バージョンアップ実施後に給与の再計算を実行することにより、改正後の非課税限度額が適用されますので該当する給与データが有る場合はご注意ください。

<バージョンアップ詳細>

○給与賞与手続き

1. 給与データエクスポート

- 旧通勤費非課税額・新通勤費非課税額・差額を給与計算時の情報・社員の通勤費非課税区分から出力できるよう対応しました。差額は実際の差額ではなく新旧通勤費非課税額の差額を出力します。また、社員の通勤費課税区分を指定時には、給与の計算内容とは関係なく情報が出力されますのでご注意ください。

通勤費非課税区分(給与出力時)

- 出力しない
- 計算時に登録された通勤費非課税限度額から出力する
- 社員情報の通勤費非課税区分から出力する

○年末調整手続き

1. 年末調整作成

- 社員基本情報から扶養者数を取得するチェックボックスを廃止しました。
既定で社員基本情報から扶養者数を取得するよう変更しました。

2. 年末調整入力

- 年末調整タブに特定親族特別控除額の入力欄を新設しました。
基本的に表示のみですがロック解除により入力も可能です。

<画面イメージ>

配偶者(特別)控除額	390,000
特定親族特別控除額	410,000
その他所得控除額	

- 扶養情報タブに特定親族数の入力欄を新設しました。
この人数が源泉徴収票に新設される「特親」欄に出力されます。

<画面イメージ>

特定扶養者数	1
特定親族数	1
同居老人扶養者数	1

・令和7年以降新規レイアウトへの印刷に対応しました。

(特定親族人数、特定親族特別控除の額欄が追加されています。)

源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く。)					18歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者となる親族の数
		特定	老人	その他	特親	その他		特別	その他	
有 征有	円	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	30,000	1			1	1				1
特定親族特別控除の額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
620,000	832,044	20,000	15,000	230,400						

・普通紙の出力に‘給与支払報告書と受給者用’と‘左右に税務署用を印字’を追加しました。

給与支払報告書と受給者用
 左右に税務署用を印字

‘給与支払報告書と受給者用’では同一社員の給与支払報告書と受給者用源泉徴収票を左右に印刷します。

‘左右に税務署用を印字’では左右に社員一人ずつ税務署用源泉徴収票を印刷します。

※連続用紙>関西版については廃止になりましたので選択項目から削除しました。

連続用紙 関東版出力時、用紙の中途就・退職欄の年に‘7’が印刷されていない用紙の場合、関東用2を指定してください。

●源泉徴収票(給与支払報告書と受給者用)

⑧

給与を支払う者
愛知県名古屋市中区錦1丁目5番地27号
いちごビル9階

氏名 山川 太郎

源泉徴収票

種別	支払金額	給与所得控除等の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	5,352,400	3,841,800	3,207,044	0
源泉控除対象配偶者の有無等				
控除の額	30,000			
特定親族特別控除の額	620,000	832,044	20,000	15,000
社会保険料等の金額				31,700

給与支払報告書と受給者用

令和7年分 給与と所得の源泉徴収票

0000999

愛知県名古屋市中区錦1丁目5番地27号
いちごビル9階

氏名 山川 太郎

源泉徴収票

種別	支払金額	給与所得控除等の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	5,352,400	3,841,800	3,207,044	0
源泉控除対象配偶者の有無等				
控除の額	30,000			
特定親族特別控除の額	620,000	832,044	20,000	15,000
社会保険料等の金額				31,700

左右に税務署用を印字

4. 源泉徴収簿

- ・ 特定親族特別控除額の出力に対応しました。
特定親族に該当する扶養者が有る場合、欄外右下に特定親族特別控除額を出力します。

<帳票イメージ>

不足額	本年最後の給与から徴収する金額	㉔
の精算	翌年に繰り越して徴収する金額	㉕
特定親族特別控除額 (㉔-2) [410,000 円]		

- ・ 非課税となる通勤手当の出力に対応しました。
年末調整入力画面の通勤手当非課税分に入力がある場合、欄外左下に金額と計算根拠を出力します。

<帳票イメージ>

計	④	1,800,000	⑤	281,880	1,518,120
非課税となる通勤手当 14,000 円 (2,000円×7か月)					

5. 源泉徴収一覧表

- ・ 特定親族人数、特定親族特別控除の額の出力に対応しました。

特定扶養者数	1	680,000
特親扶養者数	1	620,000
同居老親等扶養者数	0	0

6. 扶養一覧表(年調)

- ・ 19歳以上23歳未満の扶養者のみ出力できるよう対応しました。
※基準日は指定した年の12月31日時点です。

19歳以上23歳未満の扶養者のみ出力する

7. CSVデータ作成

- ・ 特定親族特別控除の創設によるレイアウト変更に対応しました。
※eLTAX用のレイアウトについては、令和7年11月7日時点で公開された暫定版仕様に沿って修正しております。今後、確定版仕様書が発表され暫定版と異なる場合は、発表後に再度修正・リリースさせていただきます。
光ディスク用は現時点で確定版仕様ですので今後の変更はございません。

○事業所

1. 時間外・休日労働（電申）

- ・ ディスプレイの解像度が1366 X 768の場合に画面下部が表示されない不具合に対応しました。
※縦スクロールバーを追加しました。スクロールバーを下げると画面下部が表示されます。

○社員

1. 社員基本情報

- 扶養タブの被扶養者明細に合計所得金額、特定親族特別控除額、特定親族源泉控除対象区分を新設しました。

合計所得金額の入力額が58万円超123万以下の場合、金額に応じて特定親族特別控除額を自動計算し表示します。

入力額が58万円超100万円以下の場合、特定親族源泉控除対象区分に「1:該当」を初期表示します。

入力額が100万円超123万円以下の場合、特定親族源泉控除対象区分に「0:非該当」を初期表示します。

入力額が58万円以下または123万円超の場合、特定親族特別控除額と特定親族源泉控除対象区分はクリアされます。

※特定親族特別控除額欄は表示のみ入力不可です。

特定親族源泉控除対象区分とは、特定親族が源泉控除対象親族に該当するか否かの区分です。

<画面イメージ>

行	合計所得金額	特親控除額	特親源控対象
1	1000000	410000	1:該当

2. 社員給与情報

- 給与タブの税計算上の扶養人数欄右の人数取得ボタンで取得する人数を変更しました。
令和7年の人数取得ボタンは、特定親族は人数に含めません。
令和8年の人数取得ボタンは、特定親族で源泉控除対象の者を人数に含めます。

3. 社員データエクスポート

- 配偶者以外の扶養出力時に19歳以上23歳未満の扶養者のみ出力できるよう対応しました。
※基準日は指定した年の12月31日時点です。

配偶者以外の被扶養者(File出力時のみ)

出力しない 扶養者の情報を出力するには、項目の選択が一つ以上必要です

すべて出力する 以上必要です

社保対象者 19歳以上23歳未満の扶養者のみ出力する

年調対象者 対象 5:令和 7年